

## 令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託（以下「委託業務」という。）の実施を甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

### （委託業務）

- 第1 甲は、別紙の仕様書に掲げる事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）を支払う。
- 3 前項に定める委託料は概算とし、委託業務が完了したときは、当該委託業務に係る支出内容により精算額を決定するものとする。精算額については、概算額、委託業務の実施に要した経費のうち、いずれか低い額とする。

### （委託期間）

- 第2 委託期間は、令和 年 月 日から令和7年1月31日までとする。

### （契約保証金）

- 第3 契約保証金は、 円とする。

### （必要な事項の指示）

- 第4 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

### （権利義務の譲渡禁止）

- 第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

### （業務の第三者委託）

- 第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

### （業務内容の変更又は中止）

第7 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(事業の完了及び検査)

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務実績報告書(様式第1号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うものとする。

(措置の指示)

第9 甲は、第8第1項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求)

第10 乙は、第8又は第9の規定による検査に合格した場合は、令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託料請求書(様式第2号)により、甲に委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理の日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(損害発生 of 負担)

第11 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(前金払)

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の5割以内を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託料前金払請求書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(違約金)

第13 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(支払い遅延利息)

第 14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約の解除)

第 15 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。
- (3) 乙が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 4 第 1 項若しくは第 9 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 乙が不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

- (6) その他この契約に違反したとき。

2 前項の第 2 号から第 6 号の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入への対応)

第 16 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第 17 乙は、第 15 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第 18 乙は、第 17 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲が定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第 19 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 20 乙は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第 21 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料に関する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(目的外使用などの禁止)

第 22 乙は、委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(書類の保管)

第 23 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 12 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(協議)

第 24 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、個人情報管理責任者等通知書（様式第4号）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

#### (保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

#### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修

を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項  
(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手段及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

令和 年 月 日

岩手県知事 様

(住所)

(団体名)

(代表者名)

印

令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務実績報告書

令和 年 月 日付で締結した令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務契約書に基づく業務を完了したので、同契約書第8第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 委託業務名

2 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 納品成果物等

報告書（紙媒体2部）

岩手県知事 様

(住所)

(団体名)

(代表者名)

印

令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託料請求書

令和 年 月 日付で締結した令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務契約書第10第1項の規定により、次のとおり委託料の支払を請求します。

記

請求金額	円
契約金額	円
前金払受領済額	円
振込先金融機関	銀行・本支店名： 預金種目（当座・普通）： 口座番号： 口座名義：

令和 年 月 日

岩手県知事 様

(住所)  
(団体名)  
(代表者名) 印

令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託料前金払請求書  
次の理由により委託料の前金払を受けたいので、令和 年 月 日付で締結した令和6年  
度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託契約書第12第2項の規定により、  
次のとおり請求します。

記

1 理由

2 請求金額等

請求金額	円
契約金額	円
振込先金融機関	銀行・本支店名： 預金種目（当座・普通）： 口座番号： 口座名義：

## 個人情報管理責任者等通知書

令和 年 月 日

岩手県知事（公所長） あて

受注者 住所  
氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書別記第3に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
委 託 場 所	

	氏 名
個人情報管理責任者	
業 務 従 事 者	

個人情報を取り扱う場所 （ 作 業 場 所 ）	
----------------------------	--